

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年4月30日(2015.4.30)

【公表番号】特表2013-525575(P2013-525575A)

【公表日】平成25年6月20日(2013.6.20)

【年通号数】公開・登録公報2013-032

【出願番号】特願2013-508116(P2013-508116)

【国際特許分類】

C 09 J 175/08 (2006.01)

C 09 J 11/04 (2006.01)

C 09 J 11/06 (2006.01)

C 09 J 175/12 (2006.01)

C 09 J 5/00 (2006.01)

C 09 J 5/06 (2006.01)

【F I】

C 09 J 175/08

C 09 J 11/04

C 09 J 11/06

C 09 J 175/12

C 09 J 5/00

C 09 J 5/06

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年3月13日(2015.3.13)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0009

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0009】

本発明の一態様は、(a)約10,000から約80,000g/molのz平均分子量(Mz)を有するイソシアネート官能性ポリエーテル系プレポリマー；(b)100グラムのカーボンブラック当たり、少なくとも約80で、大きくても約400立方センチメートルまでのフタル酸ジブチル平均オイル吸収量を有するカーボンブラック；(c)接着剤組成物の約0.001重量%から約10重量%の量の反応性ケイ素；及び(d)イソシアネートとヒドロキシル基の反応のための1種又は複数の触媒；を含む接着剤組成物である。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0027

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0027】

本発明の接着剤組成物は、また、反応性ケイ素を含む。反応性ケイ素は、シランのような別個の分子として存在し得る。それは、前記プレポリマーの骨格内に又は末端基として、存在していてもよい。反応性ケイ素は、一般に、米国特許第6,613,816号の4欄25～55行に記載されているような加水分解を受け得るものである。他の例示的な反応性ケイ素は、米国特許出願公開第2002/0100550号の段落0055から0065に、また、HsiehのU.S.6,015,475の5欄27行から6欄41行に

見出すことができる（これらは、参照を通じて本明細書に組み込まれる）。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

接着剤組成物中に存在する反応性ケイ素の量は、通常、接着剤組成物の全重量の約0.001重量%から2重量%である。反応性ケイ素の量（注意、ケイ素自体の重量であり、例えば、それに付いた有機基を含まない）は、接着剤組成物の少なくとも0.005%、0.01%、0.02%、0.04%、0.06%、0.08%、又は0.1%で、多くても1.8%、1.6%、1.4%、1.2%、1%、0.8%、0.5%まであり得る。

【誤訳訂正4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0071

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0071】

比較例6

この比較例では、プレポリマーを、反応性ケイ素（すなわち、*ガンマ-アミノプロピルトリメトキシシラン）なしで製造し、このプレポリマーは次のようにして製造した。次の反応物を48で混合した：エチレンオキシド末端キャップ及び2,000の重量平均分子量を有する、22.73重量部（pbw）のポリオキシプロピレンと、4500の重量平均分子量を有する32.94pbwのポリオキシプロピレントリオールと、10.04pbwのジフェニルメタン-4,4'-ジイソシアネート及び0.005pbwのスタヌスオクトエート。全ての反応物を混合した後、混合物を65で1時間反応させて、ポリエーテルプレポリマーを生成させた。ポリエーテルプレポリマーを生成させた直後に、混合物に、33.325pbwのフタル酸ジイソノニル可塑剤及び0.96pbwのマロン酸ジエチルを加え、30分間混合した。このプレポリマーのMzは、約315,578g/molであった。この比較例は、たるみを示さなかった。中間組成物及び接着剤組成物は、実施例1に記載したものと同じ方法で生成させた。

【誤訳訂正5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0072

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0072】

比較例7

この比較例は、MDIの量が12.05pbwであったこと以外は、比較例6におけるものと同じ方法で製造した。プレポリマーのMzは、34,399g/molであった。この接着剤は、室温で、たるみを示さなかった。比較例6及び7は、接着剤組成物内に反応性ケイ素のないプレポリマーのMzは、広い範囲のプレポリマーの分子量（Mz）にわたって、接着剤のたるみに、顕著な如何なる影響も示さないことを示す。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0075

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0075】

上の実施例(1、2、及び3)並びに比較例8及び9は、Mzが最初は80,000より少し大きいだけかもしれないが、これらのMzで、それらは、エージングのせいで、すぐに使用できなくなり、このため実用的な製品でなくなることを示す。これがなぜそうであるかは理解されておらず、反応性ケイ素と、接着剤組成物がエージングされた時に、経時的に現れる分子量とに関連する複雑な相互作用が存在すると、決して本発明を限定することなく、考えられている。それにもかかわらず、Mzが約80,000未満である場合、接着剤は、かなりの時間エージングされた場合でさえ(例えば、6ヶ月、9ヶ月、12ヶ月、又は18ヶ月でさえ)、良好な性能を示す。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

(a) 10,000から80,000g/molのz平均分子量(Mz)を有するイソシアネート官能性ポリエーテル系プレポリマー；(b) 100グラムのカーボンブラック当たり、少なくとも80で、大きくても400立方センチメートルまでのフタル酸ジブチル平均オイル吸収量を有するカーボンブラック；(c) 接着剤組成物の0.001重量%から10重量%の量の反応性ケイ素；及び(d) イソシアネートとヒドロキシル基の反応のための1種又は複数の触媒；を含む接着剤組成物。

【請求項2】

23で5mm超のたるみを有し、23を超える温度で5mm未満のたるみを有し、前記たるみは、前記接着剤組成物の三角形のビード(10)を垂直の基材(20)に塗工し、ここで、前記ビード(10)の稜のうち、前記基材(20)に接触する稜(30)は10mmであり、前記基材(20)に直角の稜(40)は25mmであり、残りの稜(50)は27mmであり、前記塗工から3分後に前記ビード(10)の先端(70)の水平からのずれ(60)を測定することによって求められる、請求項1に記載の接着剤組成物。

【請求項3】

カーボンブラックが、100から150のオイル吸収量を有する、請求項2に記載の接着剤組成物。

【請求項4】

23で5mm未満のたるみを有し、前記ポリエーテル系プレポリマーの分子量が大きくても70,000g/molである、請求項3に記載の接着剤組成物。

【請求項5】

カーボンブラックが、接着剤組成物の18重量部以上の量で存在する、請求項2に記載の接着剤組成物。

【請求項6】

23未満の温度でのたるみが、23を超える温度でのたるみよりも大きい、請求項2に記載の接着剤組成物。

【請求項7】

2以上の公称官能基数を有する1種又は複数のポリイソシアネートをさらに含む、請求項1に記載の接着剤組成物。

【請求項8】

カーボンブラックの吸油量とヨウ素価の積が、少なくとも7,000である、請求項7に記載の接着剤組成物。

【請求項9】

(i) 請求項1に記載の接着剤組成物を塗工ノズルに送ること、

(ii) ステップ(i)による接着剤組成物のビードを、塗工ノズルを通して、複数の

基材の少なくとも 1 つの少なくとも一部に塗工すること、
(i i i) 接合される複数の基材を接触させること、及び
(i v) 接着剤組成物を硬化させること、
を含む、2 つ以上の基材を互いに接合する方法。

【請求項 10】

ステップ(i)において接着剤組成物を送る間に、前記接着剤組成物が、2,000 パスカル以上の剪断を受ける、請求項 8 に記載の方法。